

福祉医療制度紹介

福祉医療制度は子ども、障害者、母子家庭、高齢者などの皆さんが安心して必要な医療が受けられるよう、自己負担相当額を軽減するための助成制度です。

義務教育終了まで医療費を無料化

7月1日から「子ども医療制度」が拡大されます

制度名	現制度の内容	新制度の内容	所得制限
子ども医療制度	通院...小学校卒業まで (12歳到達以後最初の3月31日) 入院...中学校卒業まで (15歳到達以後最初の3月31日)	入院・通院ともに中学校卒業(15歳到達以後の最初の3月31日)まで 「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありませぬ。 愛知県外などで受診された方は、一旦支払い後、申請により返還します。	なし

その他の制度

制度名	内 容	所得制限
障害者医療制度	身体障害者手帳所持者 ... 1級から3級 ... 腎臓機能障害の4級 ... 進行性筋萎縮症の4級から6級 療育手帳所持者 ... IQ50以下の人 自閉症と診断された方 「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。	なし
精神障害者医療制度	通院...自立支援医療受給者証(精神通院)所持者 「精神障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関(精神科診療のみ)での自己負担はありません。 入院...精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 「精神障害者医療費受給者証」はありません。医療機関(精神科診療のみ)で一旦支払い後、申請により返還します。	なし
母子家庭等医療制度	18歳の年度末までの児童を扶養している母(父)とその児童 父母のいない18歳の年度末までの児童 「母子家庭等医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。	児童扶養手当本人一部支給制限額準用
後期高齢者福祉医療費給付制度	後期高齢者医療の対象者のうち 母子家庭等医療該当者 戦傷病者手帳所持者 ひとり暮らし老人、寝たきり老人、認知症老人 障害者医療該当者 結核予防法、精神保健法による命令入所該当者 精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。	母子家庭等医療に準ずる障害児福祉手当準用 町民税非課税世帯 なし
一般不妊治療助成制度	一般不妊検査または一般不妊治療を受けている夫婦に、一般不妊治療などにかかる経費の一部を助成します。	なし